

佐伯市職員の懲戒処分について

佐伯市では、次のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、次のとおり、お知らせします。

1 懲戒処分に至った事実の概要

福祉保健部高齢者福祉課に勤務する本市職員は、平成30年4月6日(金)18時から市内飲食店で開催された職場の歓送迎会に出席して、瓶ビール4～5本程度を飲酒した後、同席した同僚と市内スナックなど2軒に行き、翌日午前1時30分頃、市内中村南町の市道馬場先新女島線において車を運転しているところを目撃された。

目撃証言などの状況証拠から同職員が飲酒運転をしたという可能性が極めて高いことから懲戒処分を行った。

2 処分を受けた職員及び処分量定

所 属	補職名	年齢	性別	処分量定
福祉保健部 高齢者福祉課	副主幹	45歳	男	停 職 6 か月 (処分日同日付けで依頼により退職)
福祉保健部	部 長	59歳	男	戒 告

3 懲戒処分を行った日

平成30年5月9日